

免許番号 区第69号

漁場の位置 姫路市家島町男鹿島東岸地先

漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

ア 北緯34度40.13分、東経134度36.00分

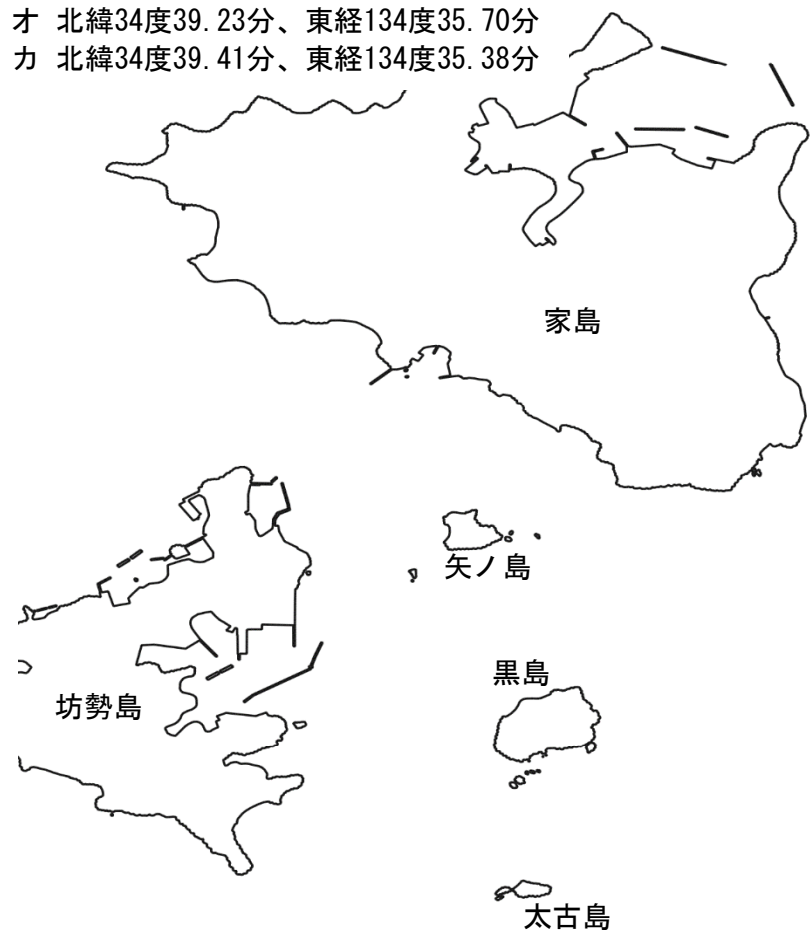
イ 北緯34度39.76分、東経134度36.65分

ウ 北緯34度39.18分、東経134度36.15分

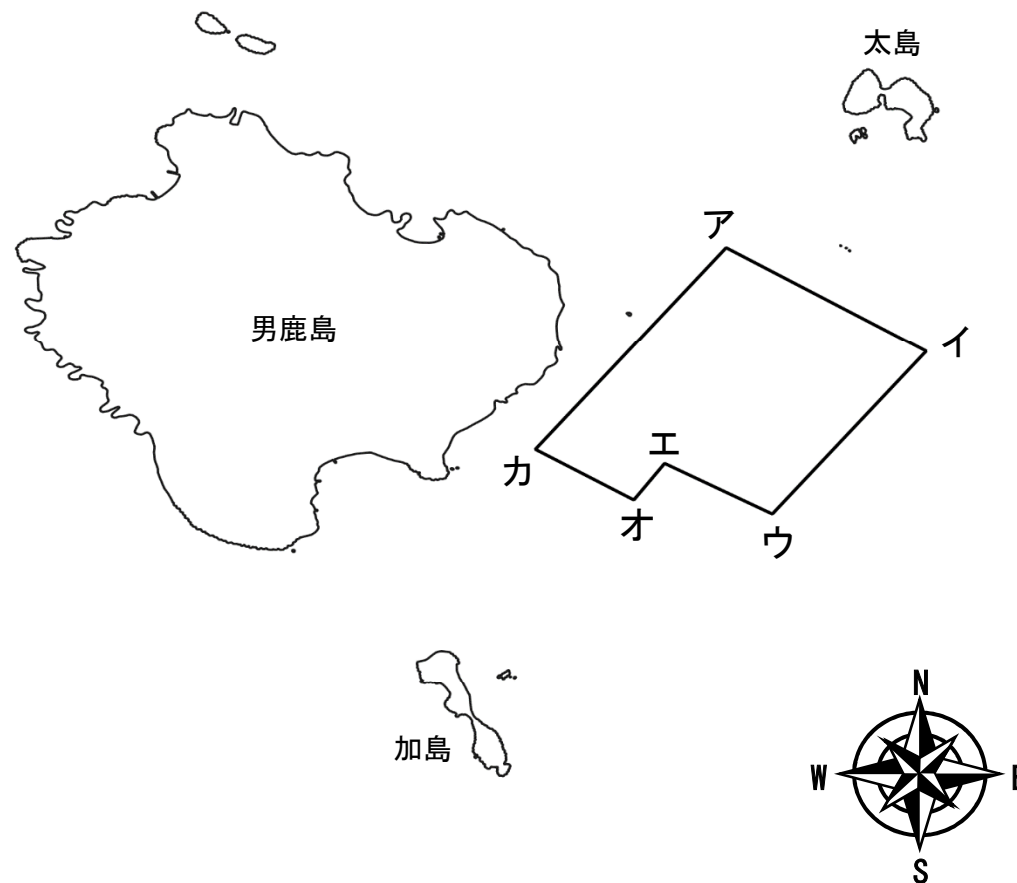
エ 北緯34度39.36分、東経134度35.80分

オ 北緯34度39.23分、東経134度35.70分

カ 北緯34度39.41分、東経134度35.38分



姫路市



令和5年9月1日 免許

区第69号

0

3

6 km



1	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり養殖業 9月10日から5月10日まで						
	主な漁獲物							
	漁業の時期							
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第69号		摘 要		

免許番号	区第69号		摘要				
共有漁業権事項							
持分	漁業権区		先取特権区		抵当権区		備考
	順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	事項	
	1	姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合 姫路市家島町坊勢697番地 坊勢漁業協同組合					